札幌社保協 FAXニュース

２００７年　５月２９日(火)
社保協事務局　発行
TEL823-0867　Fax821-3701
E-mail:s-syaho@kin-ikyo.or.jp
http://www.sapporo-syahokyo.jp/

札幌社保協総会は6月15日(金)です

後期高齢者医療・国保料年金天引き・特定健診など市民は不安がいっぱい

札幌社保協は5/22、０８年からの医療制度改革実施を市がどのように考え、計画しているのかを聞き取るため、保健福祉局健康衛生部との懇談を行ないました。市側は１５人、社保協は各団体から１９人が参加しました。（詳細な報告は各団体へ別に送ります）

【後期高齢者医療】

自治体の独自性が余りなく、広域連合で決められるが、滞納世帯の報告などは自治体なので、機械的な資格証明書の発行にならないようにする必要があると分かりました。

【国保料年金天引き】

08年から65～74歳の国保料が年金天引きになりますが、条件があり、今の所4割が天引き、6割が自分で納付になりそうです。

【特定健診・保健指導】

自治体健診が今年度でなくなり、08年からは国保健診となる。委託や料金などは未定。自己負担も3割になるか市が一定を負担するかも未定。75歳以上や生活保護世帯は対象外になるがどうするかはこれから。

負担増に対抗する学習決起集会

６月５日（火）

14:00～16:00

菊水ビル４階大会議室

今年度の住民税、国保・介護保険料はどうなるか

講師：三浦誠一　道生連会長

5/12国保改善全国交流集会参加の感想

国保改善運動全国交流集会に参加して

札幌中部民主商工会　事務局次長　富堂保則

民商会員のほとんどは国保加入者で長引く不況の中売上は減少し、保険料や税金を払いきれず、「食えば払えず、払えば食えず」の状態が続いています。最近の国保料の分割納付相談は年々増え続けているのが実態です。私自身こうした相談を受ける中で「国保問題を改善するためにはどうしたらいいのか」「各自治体ではどのような制度になっているのか」「全国各地の運動や取り組みを学んでみたい」という気持ちが強くなりました。

会議を通じて強く感じたことは、政府・自治体が憲法第２５条の「生存権」や「社会保障制度」の意味を十分に理解せず、『制度に参加している＝負担金額を払っている』人しか恩恵が受けられないということを、国保担当の厚生労働省課長補佐が発言するなど、同じ人間として考えられない発言を続けていることです。

同時に昨年の国保料の大幅値上げが国の税制や制度で変わったこととはいえ、人として自治体としてどうしたらこんな計算ができるのかと、体内から出てくる言葉は『怒り』しかありませんでした。特に国保加入世帯のほとんどは、年金生活者などの低所得者です。年所得２００万円の４人家族で５０万円の保険料を払えという国や政府の計算の仕方や考え方は、理解できません。

区役所で国保料の納付相談を行う時に、加入者の状況を理解している担当者は「いくらなら払えますか？」と親切に聞いて、提起した金額で分割納付書を発行するなど、スムーズな対応をしている一方で、「○○円は払ってもらわないと、保険証も納付書も発行しない」と強硬な態度に出る職員もいます。

そんな中でも住民運動を進める中で、自治体独自の減額・減免制度を作らせたり、短期証・資格書の発行を止めさせる取り組みには大いに励まされました。

特に私が札幌市で取り組みたいと思ったのが「自治体キャラバン」の運動です。札幌市の各区は東京都と違い、札幌市の指導の元に様々な行政を行っています。ところが、国保料納付相談者に対して渡している警告文書（内容はたいへんひどいことが書かれていて、それ自体問題ですが）には、区毎に違った内容になっています。それに対して札幌市はすべてを把握していないなど、多くの問題がありました。実態の把握を自治体任せにせず、私たち自身が区役所に行って調べて話を聞ききながら実態を把握し、その結果を札幌市に返す運動を進める必要性を強く感じました。

今回このような全国規模の集会に参加して、改めて「住民の命と健康を守る活動」「人として憲法２５条の生存権を守ることはどういうことか」を学び、同時に民商事務局員としてまた専従者として私自身のこれまでの活動を振り返る大きな機会となりました。ここで学んだこと、肌で感じたことを今後の運動に大いに活用し、国保全体の制度充実を実現できるよう、取り組みを強めていきたいと思います。